

本法寺「宝相華螺鈿法華経経箱」

——光悦・光琳蒔絵研究の諸問題（I）——

灰野 昭 郎

本『学叢』六号で、林屋辰三郎氏が「光悦の芸術と消息——岡村家コレクションの一史料によせて——」で、当時本館が岡村家より寄贈を受けた光悦の吉左衛門尉宛の作陶消息の紹介をしつつ、「光悦の芸術活動として注目されるのは、蒔絵である」とされ、簡潔にして的確な論を書かれている。

これは『本阿弥行状記附録』と林屋辰三郎（代表）の共同研究図録『光悦^①』の消息六通から組立てられたもので、光悦と加賀前田家との関係、注文者と光悦また下職との関係、光悦と五十嵐家との関係、さらに重要なことは五十嵐家と加賀藩との関係、「いわゆる加賀蒔絵の源流であるが、京蒔絵の伝波^②もおそらく光悦との関係によって実現したのではなからうか。」と指摘されている。

この光悦と加賀藩、光悦と五十嵐家との関係は現在加賀蒔絵の研究では注目されている問題で、幾人かの研究者によって追究されている。

本稿では光悦・光琳の蒔絵の研究の現状とその問題点について論じてみたいと思う。というのは光悦・光琳蒔絵、琳派の漆工芸と一般に呼称はされているが、厳密にその作者（製作指導者）を推定出来る作品は非常に少ない。国宝・重要文化財、いわゆる指定文化財

に限っていえば作者銘をもつ作品は皆無であり、その付属資料から作者（製作指導者）を推定出来る作品は、宝相華螺鈿法華経経箱（本法寺蔵 重要文化財指定名称では、紫紙金字法華経附花唐草文経箱）と住江蒔絵硯箱（静嘉堂文庫蔵）の二作品だけであると筆者は推察する。前者は光悦作（製作指導者）、後者は光悦作を光琳が模作したものと推測される。

しかし現在、琳派の漆工芸品として国宝・重要文化財に指定されているのは次の八件である。文化庁編『国宝・重要文化財総合目録・美術工芸編』^③から掲げる。

国宝

工（昭四二・六・一五） 舟橋蒔絵硯箱^{本、阿弥、光悦、作} 一合 東京国立

博物館保管

工（昭四二・六・一五） 八橋蒔絵螺鈿硯箱^{尾、形、光琳、作} 一合 東京国

立博物館保管

重要文化財

工（昭一七・六・二六） 住之江蒔絵硯箱^{尾、形、光琳、作} 外宮蓋裏ニ「鷹

峯大虚庵住物光悦以、為、之、法橋光琳（花押）」トアリ 一合 法財人静

嘉堂

工(昭三一・六・二八) 子日蒔絵棚 一基 日野原節三
工(昭三四・三・一八) 群鹿蒔絵笛筒 蓋欠 附横笛一管 一筒 近
畿日本鉄道株式会社

工(昭三七・二・二二) 樵夫蒔絵硯箱 一合 宗教法人世界救世教

工(昭四五・五・二五) 扇面鳥兜螺鈿蒔絵料紙箱 一合 財団法人滴翠美

術館

書(昭二四・二・一八) 紫紙金字法華經(開結共) 十卷 附 花、唐、

草文、経箱 一合 本阿弥光悦寄進状 一通 本法寺

(傍点筆者)

本阿弥光悦作・一件、尾形光琳作・二件、の指定遺品が伝存することになっていく。はたしてこの事実を学術的に鵜呑にしてよいものであろうかと筆者は疑問をもっている。

まず国宝二件、光悦作「舟橋蒔絵硯箱」、光琳作「八橋蒔絵螺鈿硯箱」についてである。この二作品は古くから琳派の蒔絵として風にな有名なものではあるが、光悦作、光琳作と限定する根拠はなにも無いと推察している。

舟橋蒔絵硯箱は昭和三十四年二月十九日に重要文化財に指定されているが、その指定名称は「舟橋蒔絵硯箱 一合」である。「八橋蒔絵螺鈿硯箱」は昭和二十四年二月十八日に重要文化財の指定をうけているが名称は「蒔繪八橋文硯箱 一合」であり、本阿弥光悦作、尾形光琳作の文字はみられない。昭和四十二年六月十五日付で、この二合は共に国宝に指定されるが、この時点で忽然として、本阿弥光悦作、尾形光琳作の文字が加えられたのである。重要文化財の指定の条件と国宝指定時の条件とは同じものであったと推測している。国宝指定時に新資料が発見されたとも聞かないし、論文で発表

されたものも見えてはいない。とすると、この国宝指定の名称は、伝光悦作・伝光琳作をも飛び越えた、まったく突飛な命名であり、まさに非学問的な命名といわざるを得ない。

ここでことわっておくが、筆者はこの二作品が国宝としてふさわしくないと言っているのでは決していない。琳派の作品としては優品であることは認めている。ただ、これらを本阿弥光悦作とし、尾形光琳作ときめつけてしまった事実を批判しているのである。根拠もなく、ただ伝承のみであるならばすくなくとも、伝光悦作・伝光琳作と命名すべきである。学問的には琳派蒔絵研究を一步後退させた事にはならないであろうか。

国宝舟橋蒔絵硯箱について述べれば、昭和三十九年七月発行の『光悦^③』で岡田譲氏はこの舟橋蒔絵硯箱(当時重要文化財)について次のように解説されている。

—— 鹿の笛筒や樵夫の硯箱を一步進めた作品で、意匠・技法ともによく整った、光悦蒔絵中では最も完成されたものといえよう。ただ、いかにもよくまとまり過ぎて(そこがまた知的な近代的魅力を覚えさせることになるが)、樵夫の硯箱にみるような味わいに欠けるところがないでもない。

歌の文字は、光悦のおよそ慶長十年前後の書風と考えられ、文字のある光悦蒔絵中では、最も光悦らしい書風を示す。この硯箱の意匠がつくられた際に、光悦自身でそれに歌文字をいれたという場合も想像されるが、作行としてはその年代までは遡らないようである。おそらく慶長頃の文字を遅れて取り入れたものである。そう考えると、文字こそ最も光悦風ではあるが、あまり強く光悦と密着した作品ではなくなってくる。^(注5) ——

また、この解説中のゴチックの（注5）が注目に価するものである。

引用する。

——山田多計治氏は、精巧すぎるなどの点から、これを靜嘉堂の住の江蒔絵硯箱と同様光琳の模造と推論され、これをもって正徳四年五月十三日の、京都における貨幣改鑄事件の折の欠所競売目録中にみえる光琳「舟橋硯箱」に比定されている。この目録中には、光悦硯箱三面と光硯二面が掲載されているが、光悦の「柴舟硯箱」が代二貫二百五十匁、「松椿硯箱」が代四貫六百九十七匁、「梅硯箱」が二貫二百七十匁であるのに対して、光琳の「松硯箱」が五百匁、「舟橋硯箱」が五百五十匁という工合に、光悦作は光琳作の五倍から八倍の評価になっている。――

この山田多計治氏の引用出典は明らかではないが正徳四年五月の欠所競売目録とは『正徳四年 道具代價帳』ではないかと推測する。これは正徳四年（一七一四）勘定奉行荻原重秀の貨幣改悪事件に連座し、欠所追放となった銀座年寄中村内蔵助の所蔵品を二条屋敷に於て売立てた際の奉行所の記録である。この筆写本が慶応義塾大学の「籌庵文庫」にある。そのうちから、山田氏という光悦・光琳関係の硯箱を引出してみると、

光悦 柴舟内外二巴金貝入

代式貫式百匁

光悦 硯箱

ふんため柴垣二月身入梅丸月

うらに梅のまきへあり

代式貫式百七拾匁九分

光悦 唐松二鹿の硯箱

内二梅の銀の水入かけめ九匁五分

代式百三十匁

貝合硯箱 光悦

代六百六拾匁

光悦形硯箱 舟さのゝ渡り

代五百五拾匁

光悦形ふんため金貝入杉硯箱

代五百十一匁七分

が掲げられる。引用出典がこの「正徳四年道具代價帳」とは早計にはいい難いが、その内容から非常に近いものであると考える。ここでは山田氏の指摘される光琳「舟橋硯箱」は見あたらず、しいて掲げれば「光悦形硯箱 舟さのゝ渡り 代五百五拾匁」である。代価は同額だが、これを素直に読めば、舟橋の意匠ではなく、佐野渡の意匠の硯箱とみるべきである。光悦形とあるもので、これを即光琳作とみるのも早計である。というのはこの『道具代價帳』の記載中には「光琳 光悦写盆代五百匁」という記入がみられるからである。いずれにしろ、この引用文は光悦、光琳の比較資料として適格とは思われない。

ただ、岡田讓氏の指摘された歌文字を「おそらく慶長頃の文字を遅れて取り入れたものである」とは注目されるものがある。蓋表に配された文字は次の通りである。「東路乃さ乃、かけて濃三思わたるを知人そなき」。この「乃」字に注目したい。この同じ書体の文字をすぐ真近に安易に用いる事は光悦ほどの能筆家が書くはずはないのではなからうか。文字は光悦であってもその配列は後世のもので、

ある可能性は否定出来ないものがある。(このことについては稿をあらためて書くつもりである。)

この『光悦』は昭和五十五年刊であり、もちろん両国宝の指定以前のことである。いずれにしろ、このような諸々の問題があるにもかかわらず、それを無視して国宝に指定したことは理解にくるしむ。ここに一つ面白い記事がある。光悦会刊行の『光悦』に掲載された、岸光景著「子の日の棚及厳島経巻について」の一文である。

——其作品は將來國寶ともすべき價值あるもの少なからざるが中にも、蜂須賀侯爵所藏の子の日の棚は最も有名のものなり、是は先年日英博覽會の際日本時繪の代表作として倫敦に出陳せられ、歐洲人士の腦裡に絶大の印象を與へたるものにして、其製作の高尚優雅なる、其意匠の雄渾偉大なる、明かに光悦の天才の如何に豊富にして逸群なるかを偲ばしむるに足るものあり、此棚昔より單に子の日の棚とのみ呼びて、其何人の作なるか判明せられざりしに、故小川松民氏蜂須賀侯爵の問訊に遇ふて大に考慮する所あり、一日來りて之を予に諮る 予其必然光悦の作品なるべきを答ふるや氏覺えず掌を拊て予の説を賛し唱和相傳へて遂に世人の首肯を得るに至れり

いかにも大正時代の茶人の文章である。当時の気分をよく伝えている。琳派時繪の伝承はいずれもこのようなものであつたであろう。現在の琳派研究には無縁な資料というべきものである。しかし、国宝指定時にもまだ、このような気分が濃厚であつた。このことは松田権六著「うるしのつや」(日本經濟新聞社刊)にくわしく書かれて

いる。
さらに言及すれば、昭和五十一年七月発行の毎日新聞社刊『重要

文化財25 工芸II』(文部省文化庁監修)では「樵夫時繪硯箱」宗教世界救世教蔵をも本阿弥光悦作と明記している。まったく学問的には根拠をもたないものである。

さて、冒頭に筆者は現在作者がほぼ判明するのは「住之江時繪硯箱 靜嘉堂蔵」と「宝相華螺鈿法華経経箱 本法寺蔵」であると書いた。

靜嘉堂「住之江時繪硯箱」は『外宮蓋裏二「鷹峯大虚庵住物光悦、以為之、法橋光琳(花押)」トアリ』の指定目録の記載により光悦作を光琳が模作したことがわかる作品とされている。しかし、指定目録記載傍点部は明らかに記し誤りである。(『国宝 重要文化財総合目録 美術工芸編』は改訂を重ねるがこの傍点部は改められてはいない)このまま判読すれば光悦作ともなり、光琳の極めと受けとるべきかも知れない。しかし、正確には「光悦造、以写之」である。

以上琳派漆芸の研究においては書いておかねばならないものとして書いた。

その意味で重要である本法寺蔵「宝相華螺鈿法華経経箱」について書く。この経箱は光悦が法華経一部十巻を本法寺に寄進した時に製作したものである。この経箱については以前から図版や目録類で知られているものであるが、詳細な報告はなされているとは思われない。京都国立博物館の寄託品でもあり、ここに紹介する。

経箱には現在軸装に仕立られた光悦の寄進状が伝存している。

「道風之法華経

一部 十卷并 箱机

青貝 令寄進候

敬白

正月十三日 光悦(花押)

本法寺御役者 德友齋 光悦

宿坊法雅坊 人々御中

この正月十三日は慶長十年(一六〇五)前後といふ⁽¹⁰⁾。すなわち光悦四十八歳前後の製作になる。

また、現在この十巻の法華経は太巻に修補されているので別納されていて、箱のみ保存されている。(図版1)

箱は長方形、印籠蓋造、四脚を設けたもの。ただ現在、蓋鬘が欠損し、天板のみが伝存している。身の長側面三八・二糎、短側面二八・四糎、側面高は九・四糎、脚高一・三糎、蓋を受ける立上りは一・七糎の高さをもつ。四側面は立上りも含めた四枚板(厚一・二糎)を角で四五度にけずり二枚を接合した平留接。(布着せはみられない。脚部は底部、角より〇・七糎ほど内側にL字形に貼りつけている(図版2)。蓋は側面を欠損し天板のみであるが、約〇・九糎の厚さを持ち、甲盛をもたせる(図版3)。天板裏の上下には側面板を貼りつけた痕跡を残すが、左右側面は欠失してその痕跡はみられない(縦三八・二、横二七・八糎)(図版4)。箱自体の構造は極く普通のものといえよう。

総体黒漆塗。意匠はすべて〇・〇五糎ほどの薄貝で施されている。即ち、天板は中央に二重線の枠内に「法華経」の文字、その周囲を宝相華唐草を配し、側面は長短二側面ずつ連続した宝相華唐草で装飾している。その宝相華唐草の配置から、身側面から蓋側面へと連続したものであったことがうかがわれる(図版5・6・7・8)。この宝相華螺鈿の意匠、技法は李朝の漆芸品に範をもつもので、当時我が国で最新の流行をみた漆芸品であったことが知られている⁽¹¹⁾。その流行に光悦が関与していたことはこの箱の意匠から認められようか。また、この螺鈿技法は李朝螺鈿の模倣とはいうが、かなり神経のいきとどいた技術である。即ち唐草の曲線には〇・五糎ほどの貝片をつなぎ合わせて用い、文字枠には最長で四・六糎ほどの一枚貝を切りとり、文字の一単位は一枚貝からなっている。かなりの材料の吟味がなされているものである。また意匠も単に李朝螺鈿を模したというだけでなく、三種の唐草の組合わせなどは独得なものがある。洪さの内に意外にすごさが秘められている箱といえる。いわば玄人うけのする箱といえるのではなからうか。

さて、この箱の製作者であるが、光悦が漆芸に指導的立場にいたことは首肯されるが、直接漆を塗り、螺鈿を象嵌したとは現在の研究では推測しがたい。学叢六号で林屋辰三郎氏が指摘されているように、下職の手になるものであろう。「法華経」の文字を書き、宝相華のデザインをするという、箱製作の主体であったということであろう。

最後に林屋辰三郎氏は寄進状を箱机と読まれているが⁽¹²⁾この経箱が伝存することから箱机一体のものではなく、箱・机をわけて考えたほうが妥当であると推察するが、いかがであろうか。とすると、机

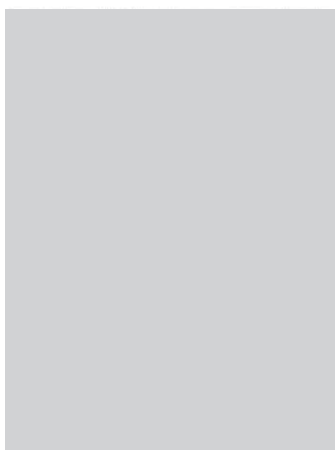
とは李朝螺鈿の李朝風器形の経机であつたと推測したくなる。

〈注〉

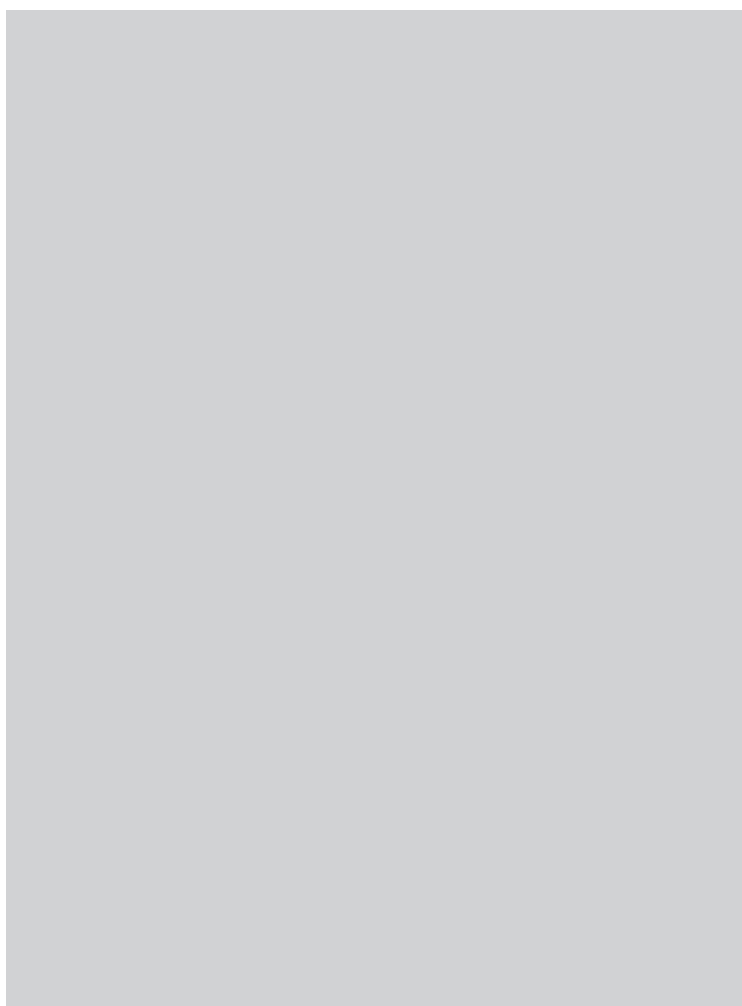
- 1 著者代表 林屋辰三郎 第一法規出版株式会社 昭和三十九年七月一日発行。
- 2 編者 文化庁 第一法規株式会社 昭和五五年三月十日発行。
- 3 注1に同じ。
- 4 群鹿蒔絵笛筒 (近畿日本鉄道株式会社・大和文華館蔵)。
- 5 椎夫蒔絵硯箱 (世界救世教・MOA美術館蔵)。
- 6 慶応義塾情報センター所管『高橋箒庵文庫』高橋義雄(箒庵 文久二年―昭和十二)が収集した茶湯関係を中心とした資料。
- 7 編輯者、光悦會代表者森田清之助 芸艸堂 大正五年二月一日発行。
- 8 昭和五十六年三月五日発行一五二頁「文化財審議」。
- 9 『漆芸』財団法人靜嘉堂文庫図版解説玉蟲敏子。
- 10 注1に同じ。
- 11 岡田譲「近世初期漆芸における李朝螺鈿の影響」『MUSEUM』五三
号所収。
- 12 『学叢』六号。



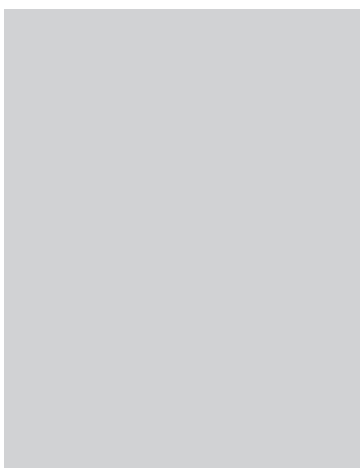
図版 1 宝相華螺鈿法華経経箱



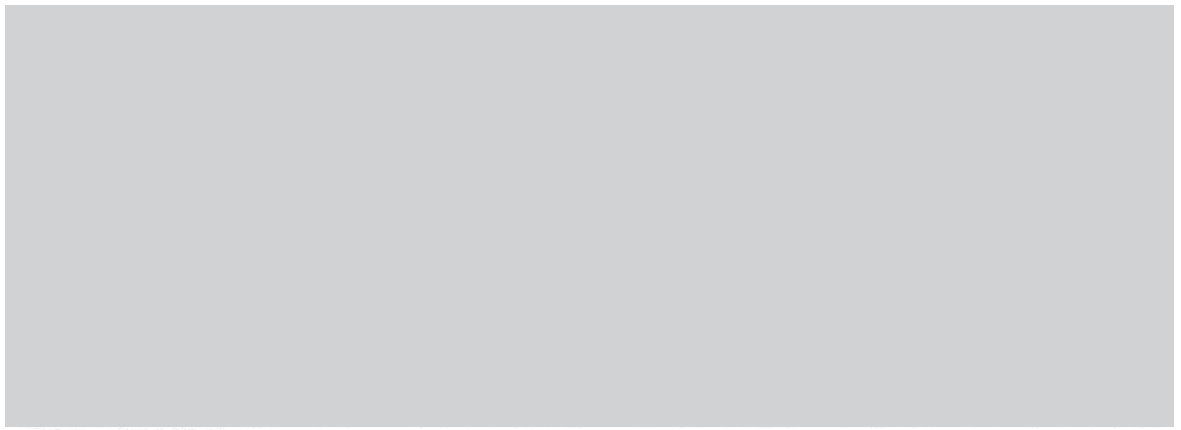
図版 2 同底部



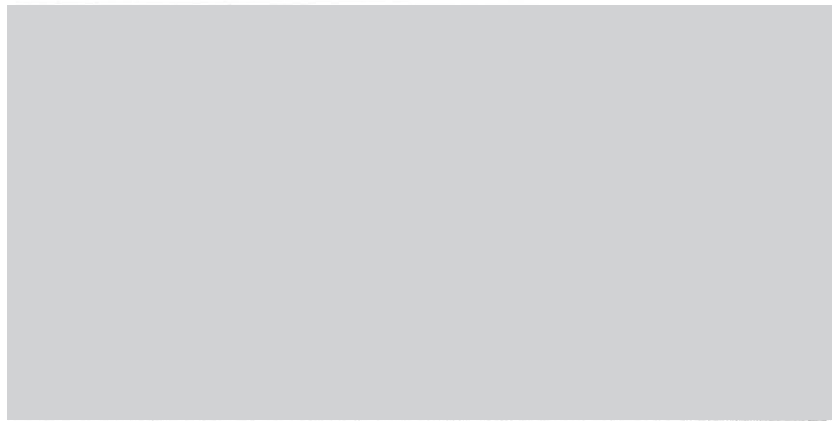
図版 3 同蓋表



図版 4 同蓋裏



图版 5 同身侧面



图版 6 同身侧面



图版 7 同身侧面



图版 8 同身侧面